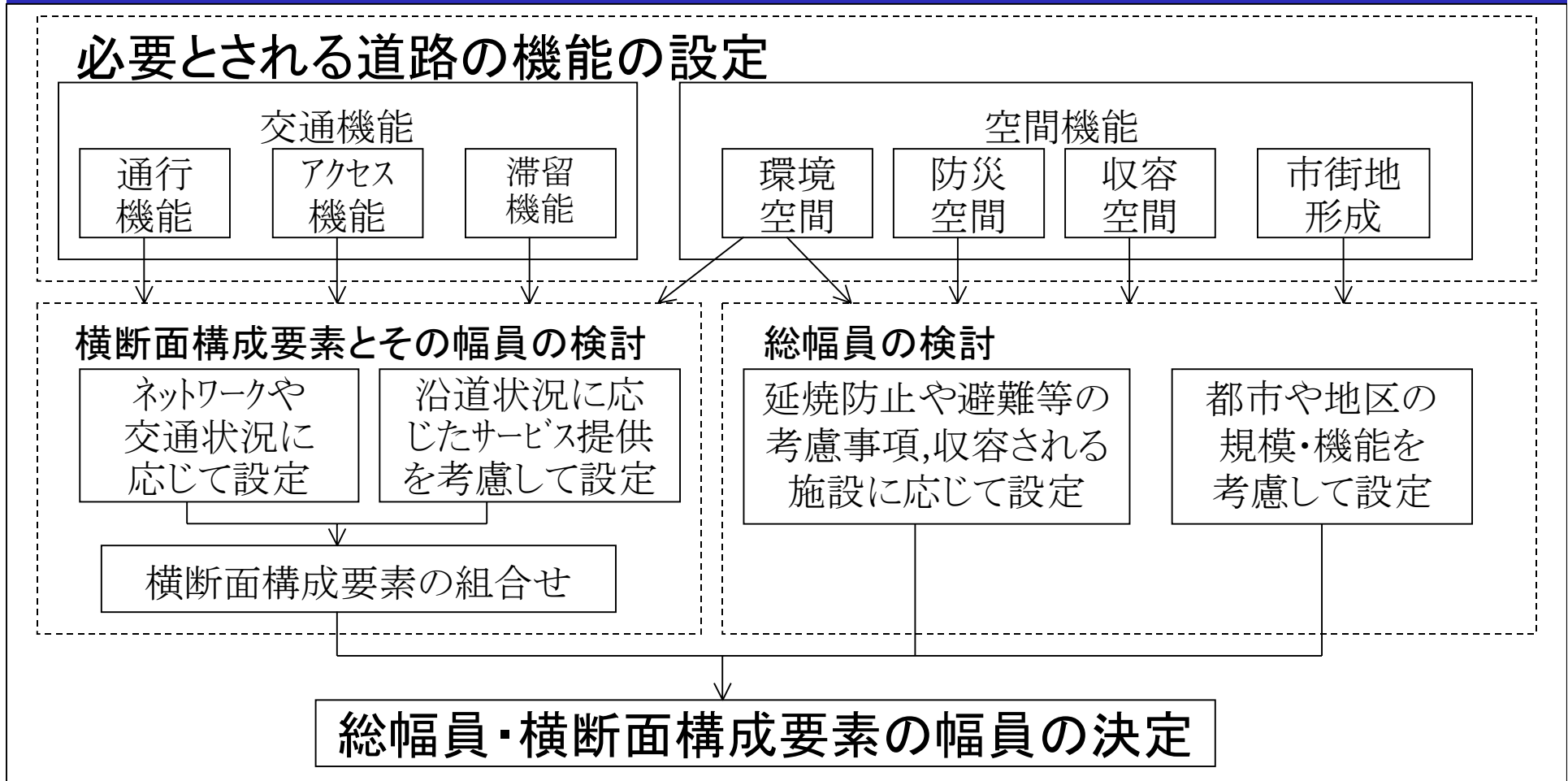


第2章 横断面の構成

2-1 総則

■道路の横断面の基本的な考え方

◇必要とされる交通機能や空間機能に応じて、
「構成要素の組合せ」と「総幅員」双方の観点から検討



第2章 横断面の構成

2-1 総則

■横断面構成要素と道路の機能の関係

道路の機能 横断面構成要素	交通機能	空間機能
車道	○	
中央帯	○	○
路肩	○	
停車帯	○	○
歩道, 自転車歩行者道 および自転車道	○	○
植樹帯	○	○
副道	○	○
軌道敷	○	○

第2章 横断面の構成

2-2 車道および車線

■車線数の決定

◇標準的な道路構造と交通条件を想定して定めた日単位の設計基準交通量と計画交通量(日単位)との割合で決定

◇車線数の検証

実際の交通量は地域や路線によってそれぞれの時間変動特性を有し、ピーク時における時間交通量は各々の路線によって異なる

→当該路線の特性を考慮した時間単位の交通量による検証を行い、適切な車線数を決めることに努める

第2章 横断面の構成

2-2 車道および車線

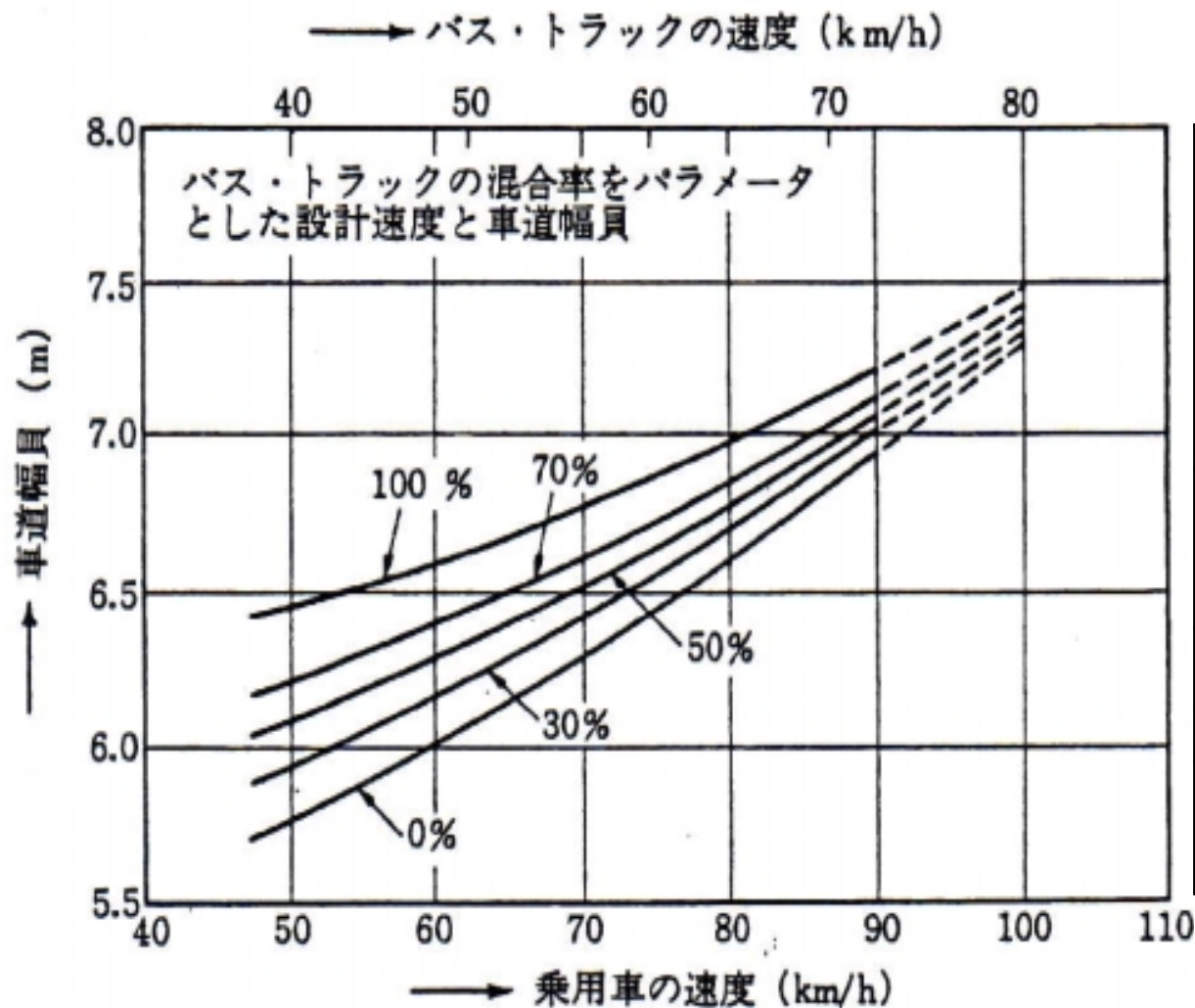
■車線幅員の設定の考え方

- ◇走行速度や快適性等に最も大きな影響を与えるもの
- ◇車両の物理的幅員に、すれ違いや追越などのために必要な余裕幅を加えて設定
- ◇車線の幅員は路線の設計速度と交通量に応じて定めることが合理的

第2章 横断面の構成

2-2 車道および車線

■ 車線幅員と設計速度との関係



設計速度 (km/h)	第1種,第2種の小型道路の標準の車線幅員 (m)
100以上	3.50
80	3.25
60	3.00

実験から求めた2車線の車道幅員

第2章 横断面の構成

2-2 車道および車線

■ 車線幅員

単位:m

道路の区分		普通道路の車線幅員 ()内特例値	小型道路の車線幅員 ()内特例値
第1種	第1級	3.50 (3.75)	3.50
	第2級	3.50 (3.75)	3.50 (3.25)
	第3級	3.50	3.25 (3.00)
	第4級	3.25	3.00
第2種	第1級	3.50 (3.25)	3.25 (3.00)
	第2級	3.25	3.00
第3種	第1級	3.50	3.00
	第2級	3.25 (3.50)	2.75
	第3級	3.00	2.75
	第4級	2.75	2.75
第4種	第1級	3.25 (3.50)	2.75
	第2級,第3級	3.00	2.75

第2章 横断面の構成

2-3 中央帯

■中央帯の設置

- ◇車線の数が4以上の第1種, 第2種, 第3種第1級の道路
- ◇車線の数が3以下の第1種の道路
 - ※ただし、トンネルや長大橋部とそれに連続して接続する箇所など地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は中央帯を設けなくてもよい
- ◇車線の数が4以上であるその他の道路で安全かつ円滑な交通を確保するため必要と判断される場合
- ◇第3種, 第4種の2車線道路の急なカーブ区間など安全な交通の確保に著しく支障がある場合

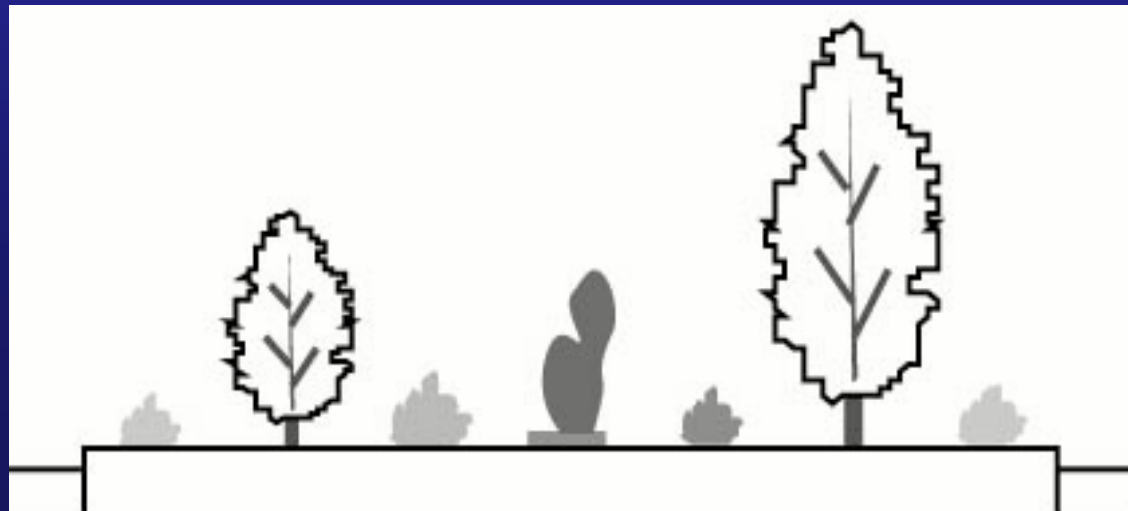
第2章 横断面の構成

2-3 中央帯

■中央帯の設置

◇空間機能を考えた設置

- ・市街地形成, 防災, 景観形成機能を有したシンボル道路形成の一部となる
- ・中央帯の空間機能と地域特性・沿道の状況に照らして, 良好な都市空間を形成するため
→幅の広い中央帯の設置を考慮

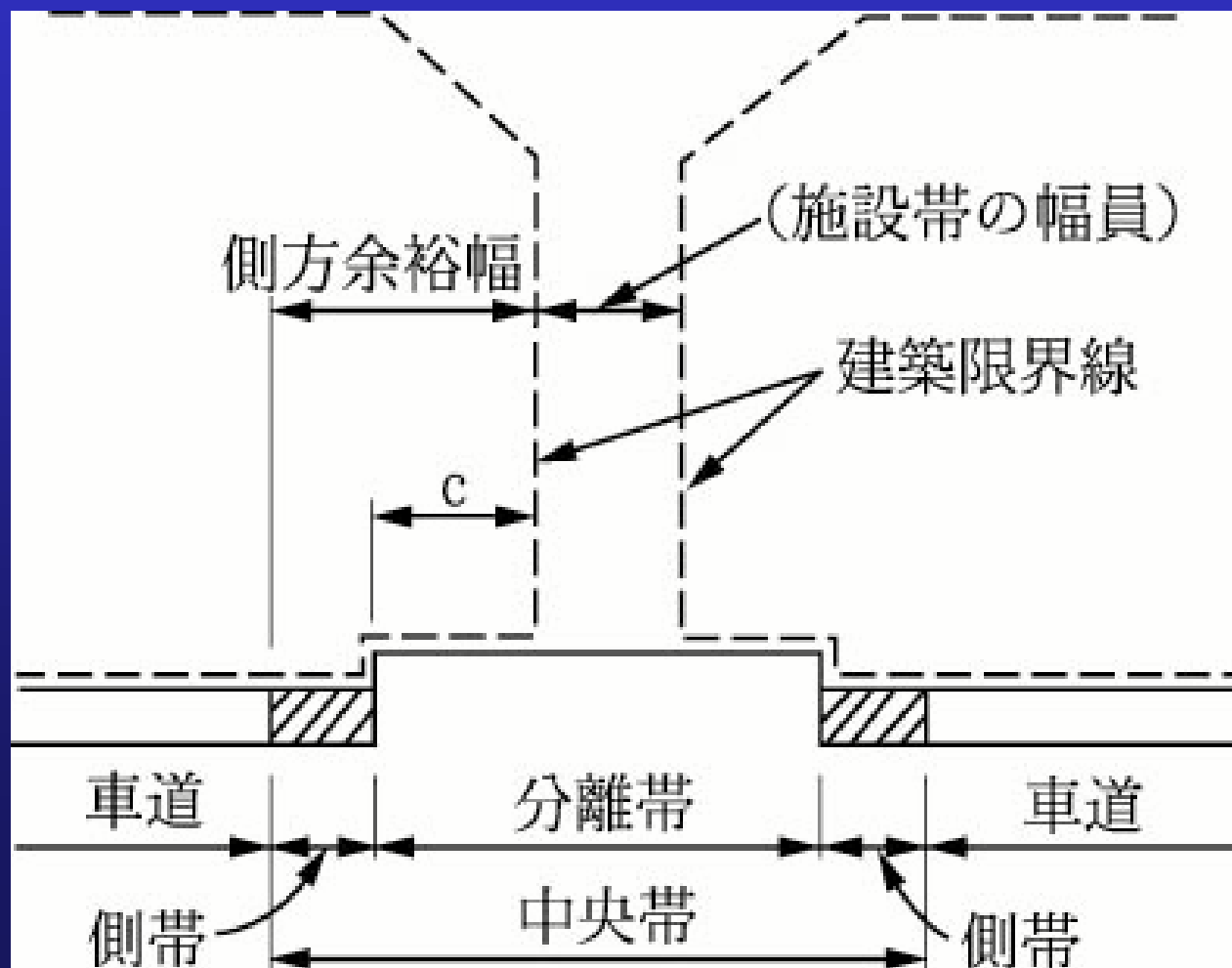


第2章 横断面の構成

2-3 中央帯

■中央帯の構成

◇中央帯幅員と側方余裕幅および施設帯幅員の関係



第2章 横断面の構成

2-3 中央帯

■中央帯の幅員の特例値の設定根拠

◇防護柵の安全性の向上により幅の狭いものが設置可能

◇通行に必要な側方余裕を考慮して、最低限必要な値を設定

単位:m

種級区分		中央帯の最低幅員		側帯の幅員		cの値	施設帯の最低幅員	
		規定値	特例値	規定値	特例値	規定値	規定値	特例値
第1種	第1,2級	4.50	2.00	0.75	0.25	0.50	2.00	0.50
	第3,4級	3.00	1.50	0.50	0.25	0.25	1.50	0.50
第2種	第1級	2.25	1.50	0.50	0.25	0.25	0.75	0.50
	第2級	1.75	1.25	0.50	0.25	0.25	0.25	0.25
第3種		1.75	1.00	0.25		0.25	0.75	0
第4種		1.00		0.25		0.25	0	

第2章 横断面の構成

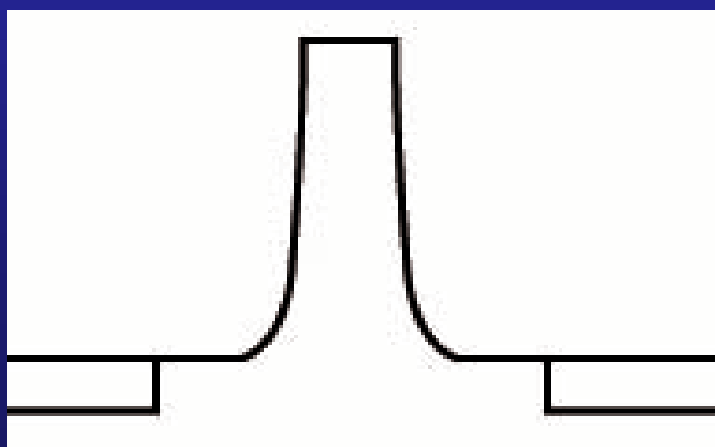
2-3 中央帯

■中央帯の幅員の特例値を用いる場合の留意点

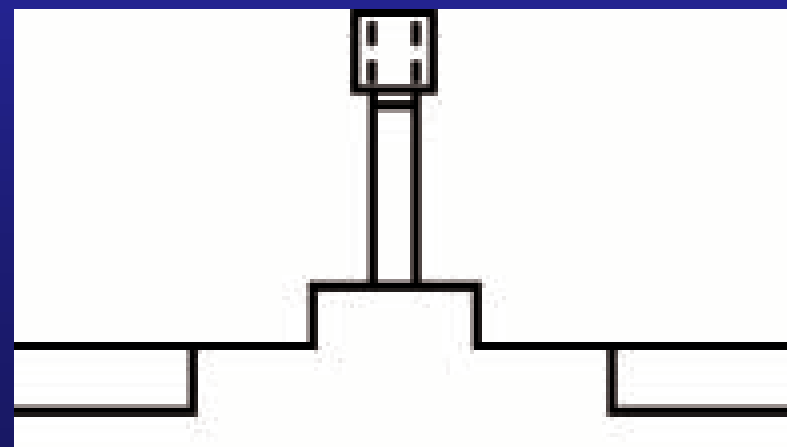
剛性防護柵など幅の狭い防護柵を採用

横断面構成の不連続はさける

設計速度に応じた側方余裕を確保することが重要



コンクリート製剛性防護柵



ボックスビーム型たわみ性防護柵

第2章 横断面の構成

2-3 中央帯

■中央帯開口部

◇第1種,第2種の道路

→事故処理, 救急活動等のため、原則として中央帯に開口部を設置する

◇第3種,第4種の道路

→安全かつ円滑な交通を確保するため、中央帯の開口部を設置することは望ましくない

第2章 横断面の構成

2-3 中央帯

■中央帯開口部の構造等

◇中央帯開口部の設置位置(第1種の2車線道路)

- ・非常駐車帯がある区間

→非常駐車帯の位置にあわせて設置

- ・非常駐車帯のない区間

→500m毎に1箇所程度設置

◇中央帯開口部の幅(第1種の道路)

非常時に開口部を通過して対向側の車線に安全に移行できることを考慮して設定

- ・分離帯幅員が1.0m~2.0mのとき40m程度

- ・分離帯幅員が3.0mのとき50m程度

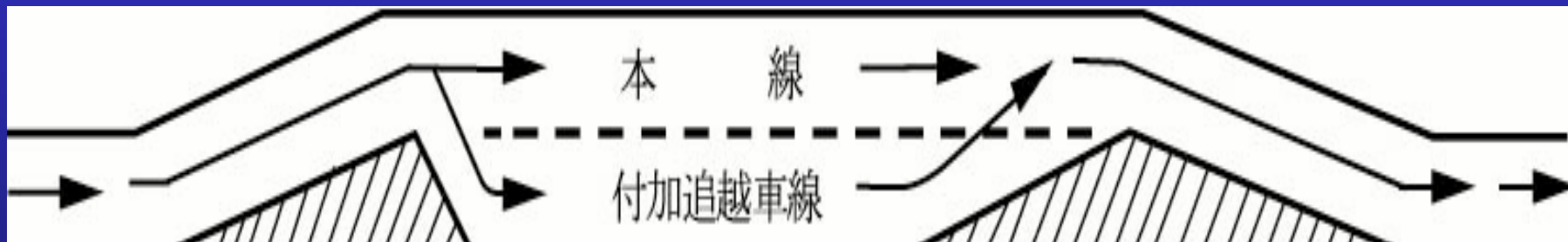
第2章 横断面の構成

2-4 付加追越車線

■付加追越車線とゆずり車線の比較

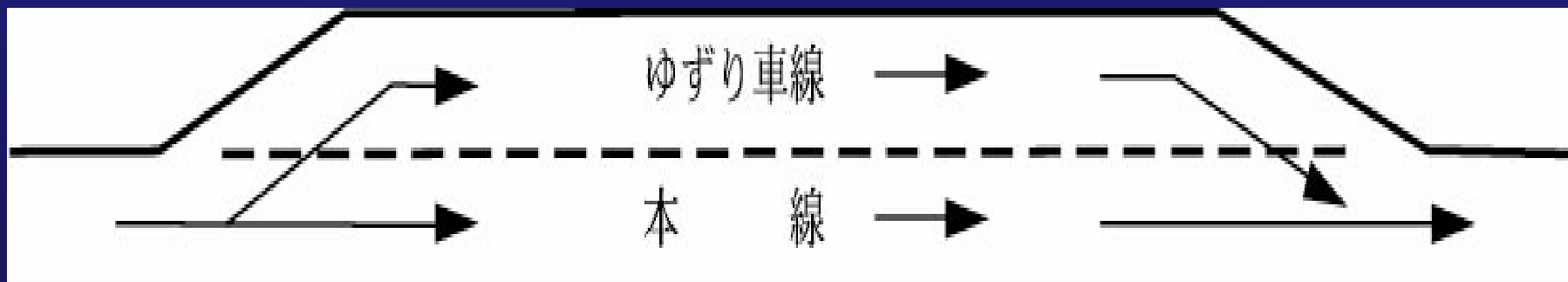
付加追越車線

→低速車に追隨する高速車を分離して走行させることを目的



ゆずり車線

→低速車を高速車から分離して通行させることを目的



第2章 横断面の構成

2-4 付加追越車線

■付加追越車線

付加追越車線の必要性

- ・適切な走行速度を確保し、高いサービス速度の提供のため
- ・片側1車線の第1種の道路に必要に応じ設けるものとする
〔※必要がある場合は、第2種・第3種・第4種の道路
についても設置可能〕
- ・道路交通法では
→付加車線としてではなく、本線車線として扱われる車線
- ・交通量を担うための車線ではない
→交通量による車線数を決定する際の車線とは考えない

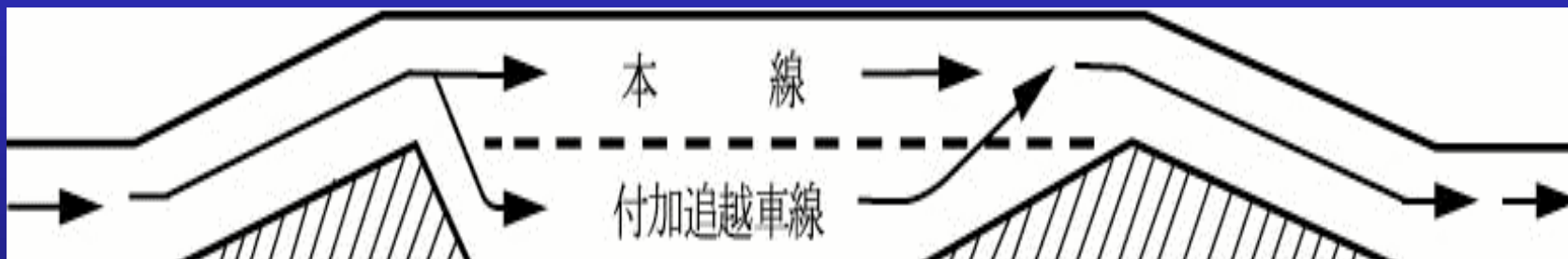
第2章 横断面の構成

2-4 付加追越車線

■付加追越車線

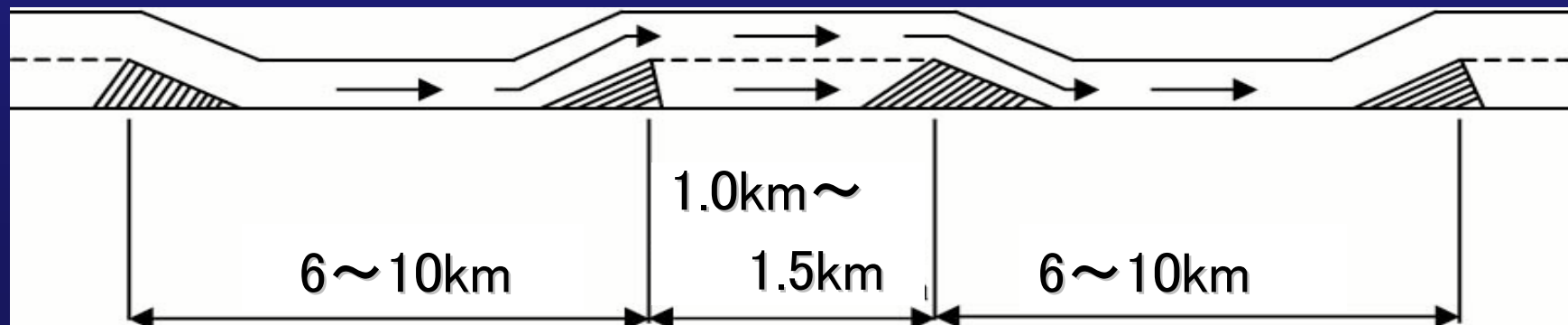
◇付加追越車線の構造

- ・道路の外側を本線，内側を付加追越車線として利用
- ・付加追越車線の幅員は，本線の幅員とする



◇付加追越車線の設置間隔

- ・設置間隔: 6~10km, 設置延長: 1.0km~1.5kmを標準



第2章 横断面の構成

2-4 付加追越車線

■ゆずり車線

◇ゆずり車線の設置の考え方

- ・交通の安全性と円滑性確保の観点からは付加追越車線の方が望ましい

地形の状況等やむを得ない場合に設置

◇ゆずり車線の特徴

- ・すりつけ長が短くてすみ地形の状況に応じた柔軟な運用が可能
- ・低速車が高速車に合流するため合流点での安全性に問題がないよう配慮が必要

第2章 横断面の構成

2-5 路肩

■普通道路の路肩の幅員

◇分離片側1車線の第1種の道路

- ・規定値→故障等により左側路肩に停車しても、他の大型車が通行できる幅員を確保
- ・特例値→小型車が本線車線にはみ出すことなく路肩内で停車可能な幅員を確保

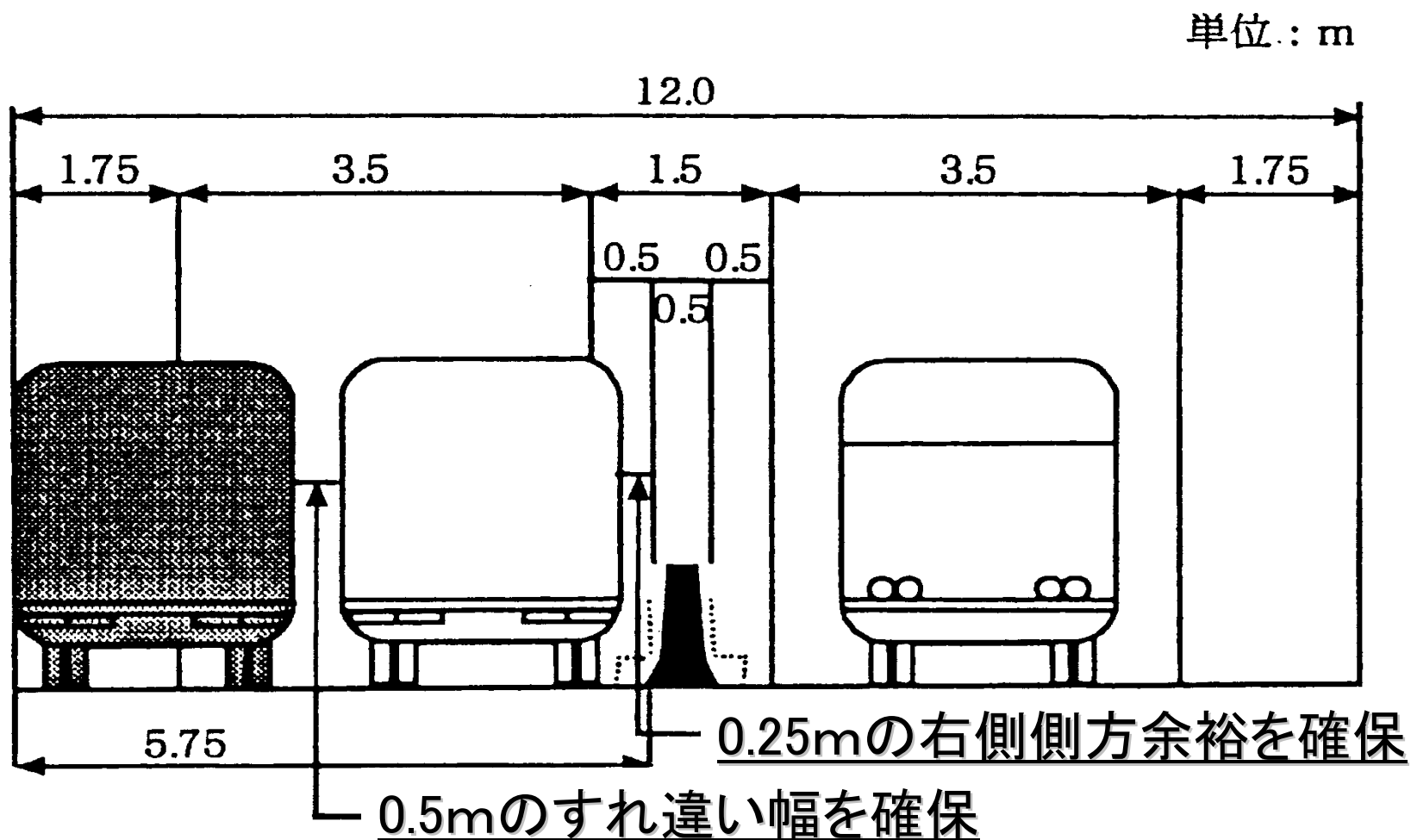
種別	級別	路肩(保護路肩を除く)の最低幅員(単位:m)		
		左側		右側
		規定値	特例値	規定値
第1種	第2級	2.50	1.75	1.25
	第3級			0.75
	第4級	2.00		

第2章 横断面の構成

2-5 路肩

■普通道路の路肩の幅員

◇分離片側1車線の第1種の道路



第2章 横断面の構成

2-5 路肩

■普通道路の路肩の幅員

◇幹線道路で歩行者・自転車の交通量が特に少ない場合
→路肩を歩行者や自転車の通行空間とすることができる

※この場合半路肩ないしはそれ以上の路肩幅員を設けることが望ましい

第2章 横断面の構成

2-5 路肩

■ 小型道路の路肩の幅員

◇ 第1種, 第2種の道路

・ 走行安全上必要な幅員を確保

種別	級別	路肩(保護路肩を除く)の最低幅員 (単位:m)		
		左側	右側	トンネル
第1種	第1,2級	1.25	0.75	1.00
	第3,4級	1.00	0.50	0.75
第2種		1.00	0.50	

第2章 横断面の構成

2-5 路肩

■小型道路の路肩の幅員

◇分離片側1車線の第1種の道路
普通道路と同様に故障車停車時の通りぬけを考慮して設定

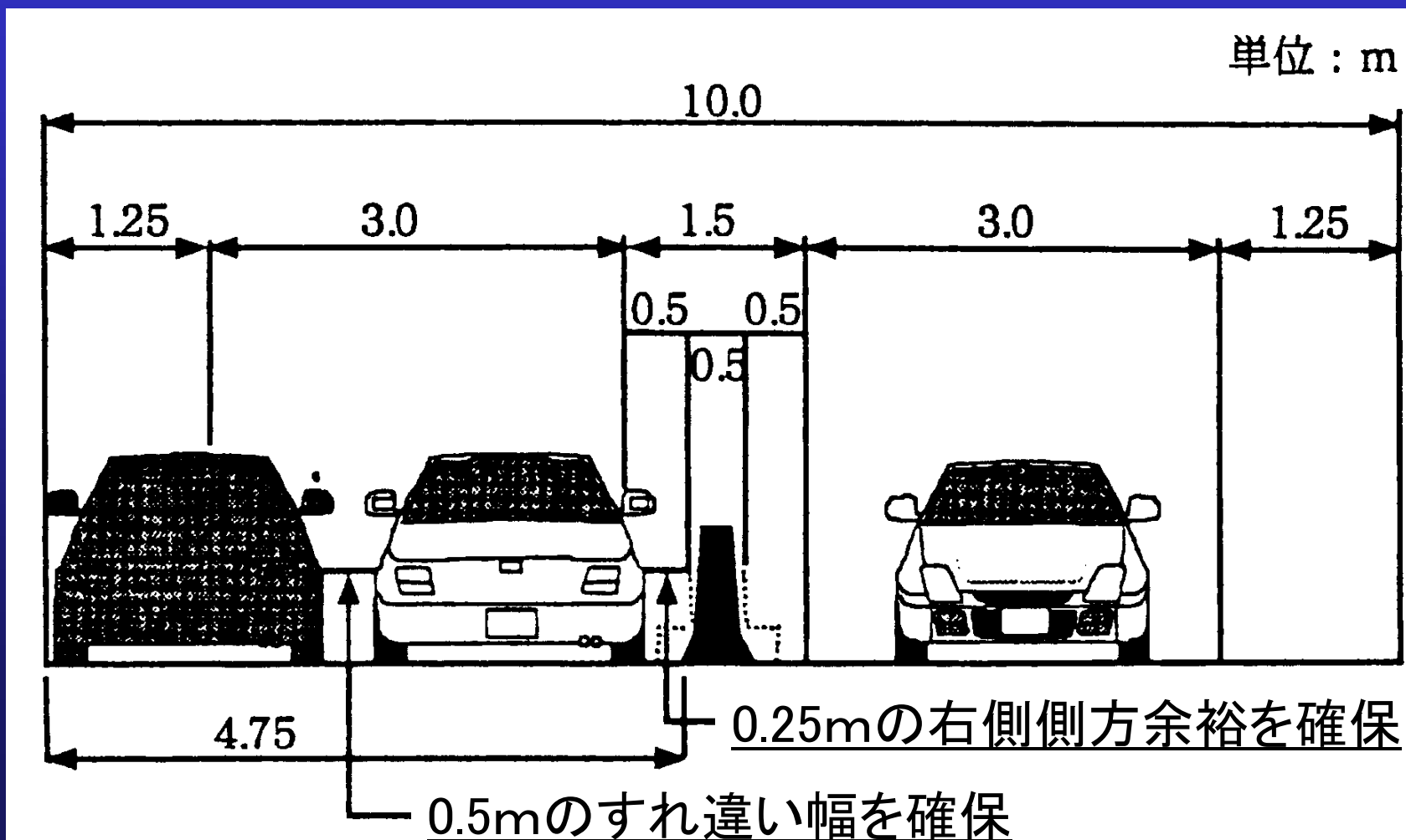
種別	級別	路肩(保護路肩を除く)の最低幅員 (単位:m)	
		左側	右側
第1種	第2級	1.25	0.75
	第3,4級		0.50

第2章 横断面の構成

2-5 路肩

■小型道路の路肩の幅員

◇分離片側1車線の第1種の道路



第2章 横断面の構成

2-5 路肩

■小型道路の路肩の幅員

◇第3種, 第4種の道路

- ・第3種の道路の左側路肩

→普通道路の左側路肩の特例値以上

- ・第4種の道路の左側路肩ならびに
第3,4種の道路の右側路肩

→普通道路と同様の路肩幅員以上

種別	級別	路肩(保護路肩を除く)の最低幅員(単位:m)		
		左側	右側	トンネル
第3種	第1級	0.75	0.50	0.50
	第2,3,4級	0.50	0.50	
第4種	第1,2,3級	0.50	0.50	